

厚生労働省所管の統計調査に係る民間開放の経緯等について

時 期	事 項
平成 18 年 3 月 31 日	規制改革・民間開放推進 3 か年計画再改定【別添 1】
7 月 7 日	公共サービス改革法施行【別添 2】
9 月 4 日	内閣府官民競争入札等監理委員会統計部会開催【別添 3】 ※ 平成 19 年 4 月 1 日をもって、公共サービス改革小委員会統計調査分科会に改組。
10 月 12 日	第 4 回統計部会において、厚生労働省ヒアリング【別添 4】
12 月 22 日	公共サービス改革基本方針改定【別添 5】
平成 19 年 5 月 30 日	「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（各府省統計主管課長等会議申合せ）改正【別添 6】
6 月 7 日	第 3 回統計調査分科会において、厚生労働省ヒアリング【別添 7】
10 月 26 日	公共サービス改革基本方針別表改定【別添 8】

規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（抄）

（平成18年3月31日閣議決定）

II 17年度重点計画事項

（横断的制度整備等）

1 市場化テストの速やかな本格的導入

（2）「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」に基づく市場化テストの速やかな本格的導入等

③ 統計調査関連業務

統計調査関連業務については、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」において、「統計調査の実地調査、集計等の事務については、民間に対し統計調査員と同程度の守秘義務を法律上又は契約上課し、統計調査について複数の民間に委託するような場合に受託者間で調査のレベルに差が出ないよう調査方法等のマニュアルの整備を図ること等により、統計の質の維持・向上を図りつつ、原則として民間開放を推進すべきである」旨が閣議決定されており、これを着実かつ速やかに実施する。（Ⅲ市場イ②）

上記3か年計画に基づき、平成18年度において、企業を対象とする小規模な統計調査（「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」（いずれも指定統計調査））について試験調査等を実施する。（Ⅲ市場イ②a）

指定統計調査を対象とする市場化テスト・民間開放の検討に当たっては、実査の主体（国・地方公共団体／民間事業者）や調査方法（調査員調査／郵送・インターネット調査）の違いによって結果精度等にどのような影響があるか等をあらかじめ具体的に検証することが有益であり、上記試験調査等は、このような結果精度等への影響の比較・分析等により、指定統計調査全般に関し、企画を除く調査の実施にかかわる業務を民間に包括的に委託すること（民間開放という。）に関して、どのような弊害が生じ得るか、それに対しどのような防止措置を講ずればよいかについて検討し結論を得ることを目的とする。

総務省は、試験調査等の実施に当たっては、企画・制度設計の段階から、調査結果の検証・評価に至るまで、規制改革・民間開放推進会議と密接に連携を図りつつ、これを進める。（Ⅲ市場イ②b）

統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提として、上記2つの指定統計調査については、試験調査等の結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施する。（Ⅲ市場イ②c）

また、関係府省は、その他の指定統計調査について、上記の試験調査等の結果を活用しながら、市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を速やかに推進する。

その一環として、総務省は、同省所管の上記の2指定統計調査以外の全ての指定統計調査について、平成19年度までに（平成19年度に指定統計調査が実施されないものについては、平成19年度以降で調査時期が到来次第順次）市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも平成18年度前半までに、そのための計画を策定する。（Ⅲ市場イ②d）また、総務省は、他府省所管の指定統計調査等に係る市場化テスト・民間開放を促すため、ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。（Ⅲ市場イ②e）

また、独立行政法人統計センターの業務については、業務の種類、性格、専門性等を勘案しつつ、業務運営の一層の効率化の観点から、市場化テスト・民間開放の実施に向けて、平成18年度前半を目途に必要な方策を検討し結論を得る。（Ⅲ市場イ②f）

公共サービス改革基本方針

基本方針の位置づけ

「公共サービス改革基本方針」は、①公共サービスの改革に関する政府の取組みの共通の指針、及び②廃止や官民競争入札、民間競争入札に関する対象事業等を定めるもの
 最初の基本方針を平成18年9月5日に閣議決定。対象事業の追加等のための基本方針の改定を同年12月22日に閣議決定

共通の指針

- 公共サービスの不断の見直し、質の維持向上・経費の削減
- 公共サービスの質の確保、事業の適正な実施
- 地方公共団体が実施する官民競争入札・民間競争入札
- 入札の対象となった公共サービスについて、実施期間後の実施のあり方に関する評価
- 官民競争入札等監理委員会（公正中立な立場で、能動的積極的な審議を実施）
- 公務員の処遇

対象事業等

● 黒字は平成18年9月5日閣議決定
 ● 青字は平成18年12月22日閣議決定による対象事業の追加等

1. 統計調査業務…総務省所管の指定統計調査（科学技術研究調査等）、各府省の指定統計調査等の民間開放に向けた検討
2. 登記関連業務…登記事項証明書の交付、登記簿の閲覧等の事務、不動産登記法等の特例を措置
3. 国民年金保険料収納事業…法33条で国民年金法等の特例を措置
4. ハローワーク関連事業（「人材銀行」事業、「キャリア交流プラザ」事業、求人開拓事業）
 …法32条で職業安定法の特例を措置
5. 独立行政法人の業務
 - ・（独）雇用能力開発機構
 - …アビリティガーデン、私のしごと館
 - …職業能力開発促進センターが行う在職者訓練。真に必要な認められるもの以外は廃止
 - ・（独）国際交流基金…日本語研修事業、文化交流事業等
 - ・（独）日本学生支援機構…東京国際交流館（プラザ平成）、国際交流会館（留学生の宿泊施設）の運営・管理業務等
 - ・（独）国立大学財務・経営センター…キャンパス・イノベーションセンターの管理運営業務について廃止
 - ・（独）情報処理推進機構…情報処理技術者試験事業の試験実施業務等
6. 窓口関連業務
 - …車庫証明関係、旅券関係、国民健康保険、介護保険
 - （注）戸籍簿本等の交付の請求の受付・引き渡しは、地方公共団体の業務であり、又、既に法律の特例（法34条）を設けていることから、基本方針には記載されていない
7. 徴収関連業務
 - …国民健康保険料等の納付の促進等

今後とも、法に定められた手続きに則り、民間事業者、地方公共団体等の要望等を踏まえ、基本方針の改定により、公共サービスを不断に見直し、対象事業を逐次拡大。その際、必要に応じて、「法令の特例」を追加

「公共サービス法」

平成18年7月7日施行

官民競争入札等の実施で
公共サービスの質の維持向上と
経費削減を

内閣府 公共サービス改革推進室

【問い合わせ先】
 内閣府 公共サービス改革推進室
 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎1階
 電話 03-5501-1876（平日10:00~12:00 13:00~17:00）

法律条文、公共サービス改革基本方針等は下記の
 内閣府のホームページで公開
<http://www.gao.go.jp/souto/index.html>

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」

法律の趣旨・理念

「簡素で効率的な政府」を実現する観点から

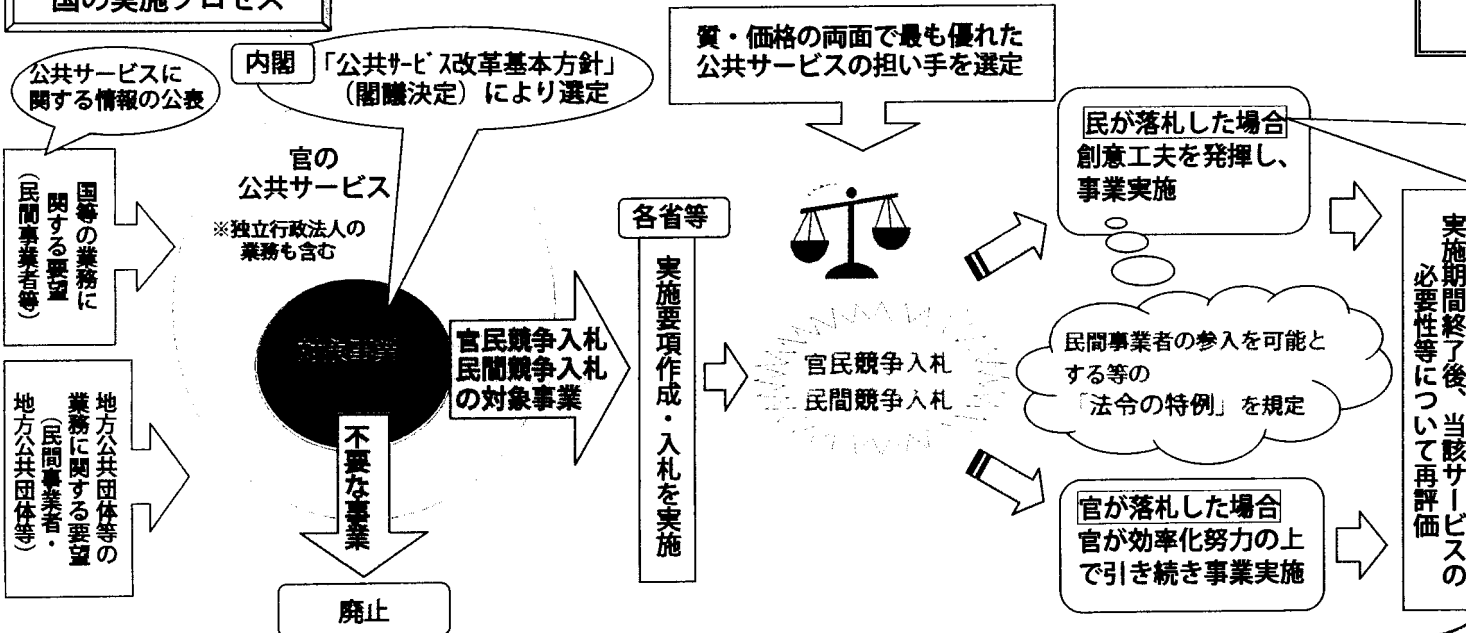
- 「民間にできることは民間に」という構造改革を具体化
- 公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの不断の見直しを行い、「競争の導入による公共サービスの改革」を推進
- 具体的には、官民競争入札・民間競争入札を活用し、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現（他方で、不要な公共サービスは廃止する）

「官民競争入札」とは・・・

- 公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質・価格の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組み
- 米国、英国、豪州等で既に実施

法律の概要

国の実施プロセス



<地方公共団体の官民競争入札等>

国は、地方公共団体の要望を踏まえ、「基本方針」において、民間事業者の参入を可能とする等の「法令の特例」を定めることなど、地方公共団体の取組を可能とする環境整備を図る

※ 地方公共団体が官民競争入札・民間競争入札を実施するか否かは各地方公共団体の自主的な判断。

<民間事業者の適正かつ確実な実施を確保>

- 確保すべき公共サービスの質（要求水準）を「実施要項」で明確化
- 法律で入札参加資格について明記
- 守秘義務やみなし公務員規定
- 事業者の監督（報告徴収、立入検査、必要な措置をとるべきことの指示）

<人の移動を円滑化するための措置>

- 民間事業者が落札した場合の国家公務員の扱いは、配置転換と新規採用の抑制が基本
- 民間事業者との間で人の移動を円滑化するため、公務員が退職し落札事業者に雇用されて公共サービスに従事した後、公務に復帰した場合、退職手当の算定について、国家公務員としての在職期間を通算する旨を規定

「官民競争入札等監理委員会」（委員長：落合誠一東京大学教授）がプロセスの透明性・中立性・公正性を確保
→ 「公共サービス改革基本方針」「官民競争入札実施要項」の審議等

統計部会の設置について

平成 18 年 9 月 1 日
官民競争入札等監理委員会決定

1 設置の趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）の規定により官民競争入札等監理委員会の権限に属させられた事項のうち、統計調査関連業務に関する検討を行うため、官民競争入札等監理委員会令（平成 18 年政令第 229 号）第 1 条の規定に基づき、統計部会を設置する。

2 構成

別紙のとおり

3 設置期間

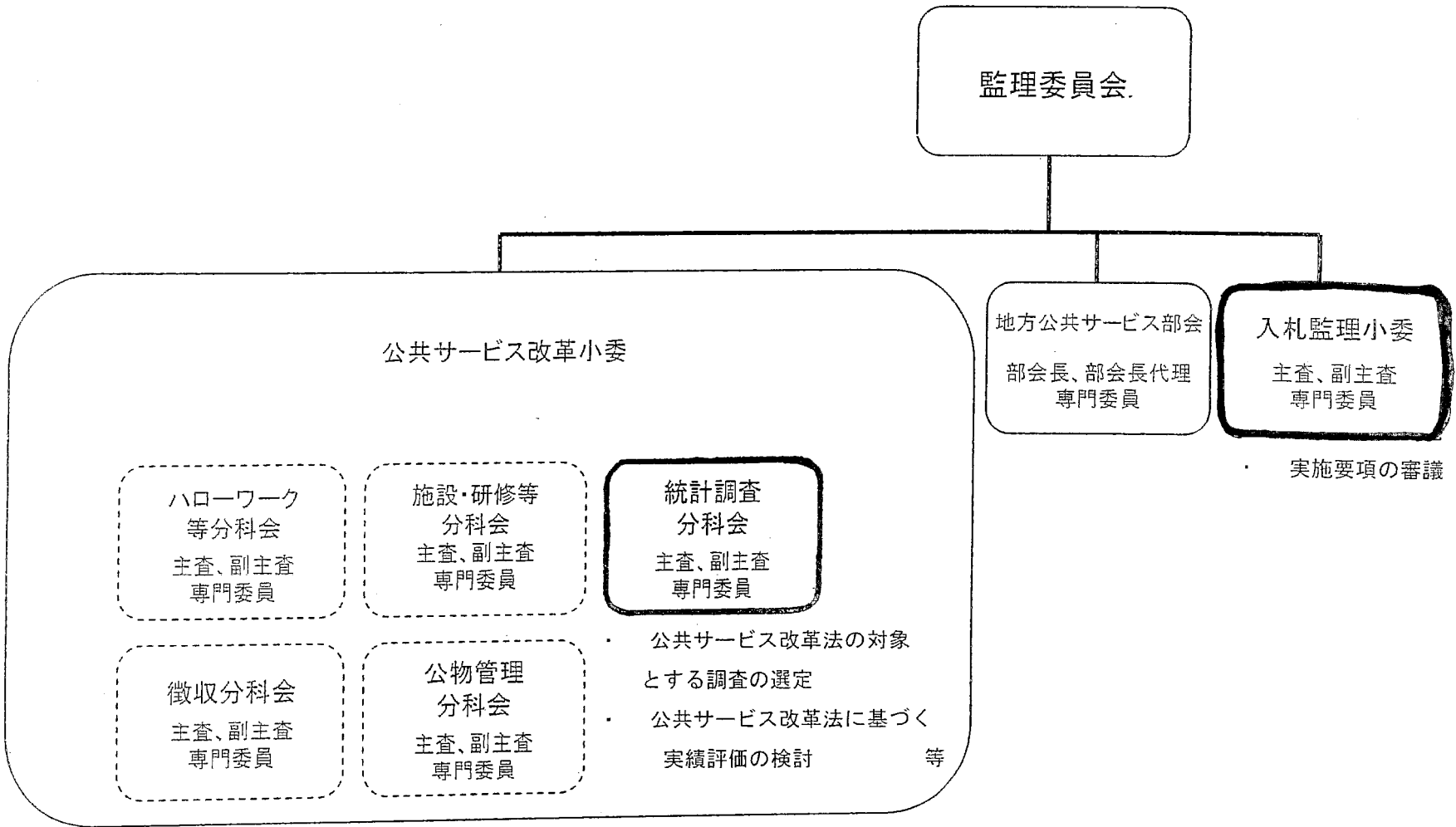
統計部会の設置期間は、平成 19 年 3 月末までとする。

統計部会構成員

部会長	さいとう 齊藤	あつし 惇	株式会社産業再生機構代表取締役社長
部会長代理	おぼた 小幡	じゅんこ 純子	上智大学大学院法学研究科教授
専門委員	いんどう 引頭	まみ 麻実	大和証券S M B C株式会社事業調査部長 シニアコーポレートアナリスト
	ささき 佐々木	ともこ 朋子	大阪府行政改革室IT推進課参事
	たかはし 高橋	けんじ 健治	株式会社東レ経営研究所常務理事 特別上席エコノミスト
	つばき 椿	ひろえ 広計	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	ひろまつ 廣松	たけし 毅	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授

(敬称略、専門委員は50音順)

監理委員会の体制 (H19.4.1以降)



統計調査分科会構成員

主査	<small>さいとう あつし</small> 齊藤 惇	株式会社産業再生機構元代表取締役社長
専門委員	<small>いんどう まみ</small> 引頭 麻実	大和証券SMB C株式会社事業調査部長 シニアコーポレートアナリスト
	<small>さ さ き ともこ</small> 佐々木 朋子	大阪府行政改革室IT推進課参事
	<small>たかはし けんじ</small> 高橋 健治	株式会社東レ経営研究所常務理事 特別上席エコノミスト
	<small>つばき ひろえ</small> 椿 広計	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	<small>ひろまつ たけし</small> 廣松 毅	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授

(敬称略、専門委員は50音順)

官民競争入札等監理委員会の委員・専門委員について(平成19年10月26日現在)

【地方公共サービス部会(窓口業務を含む)】

	氏名	現職
部会長	本田 勝彦	日本たばこ産業株式会社取締役相談役
委員	森 貞述	愛知県高浜市長
委員	吉野 源太郎	社団法人日本経済研究センター客員研究員
専門委員	石川 敏行	中央大学法科大学院教授
専門委員	稲澤 克祐	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授
専門委員	佐藤 徹	高崎経済大学地域政策学部地域政策学学科准教授

【入札監理小委員会 ※小委員会は基本的に全委員により構成】

	氏名	現職
主査	樫谷 隆夫	公認会計士
副主査	小林 麻理	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
副主査	渡邊 恵理子	弁護士
専門委員	秋池 玲子	ポストン コンサルティング グループ ヴァイス・プレジデント、ディレクター
専門委員	佐藤 長英	西村あさひ法律事務所弁護士

【公共サービス改革小委員会 公物管理分科会】

	氏名	現職
主査	落合 誠一	中央大学法科大学院教授
副主査	逢見 直人	日本労働組合総連合会副事務局長
専門委員	小澤 一雅	東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授
専門委員	高崎 英邦	日本大学生産工学部土木工学科教授
専門委員	橋本 博之	慶応義塾大学大学院法務研究科教授

【公共サービス改革小委員会 施設・研修等分科会】

	氏名	現職
主査	小幡 純子	上智大学大学院法学研究科教授
副主査	寺田 千代乃	アートコーポレーション株式会社代表取締役社長
専門委員	内山 融	東京大学大学院総合文化研究科准教授
専門委員	岡本 義朗	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部主席研究員
専門委員	黒川 行治	慶応義塾大学商学部教授

【公共サービス改革小委員会 徴収分科会】

	氏名	現職
主査	森 貞述	愛知県高浜市長
副主査	本田 勝彦	日本たばこ産業株式会社取締役相談役
専門委員	小山 紀久朗	税理士
専門委員	高橋 滋	一橋大学大学院法学研究科教授
専門委員	新部 義博	東京都主税局徴収部徴収指導課専門副参事

【公共サービス改革小委員会 統計調査分科会】

	氏名	現職
主査	-	-
専門委員	引頭 麻実	㈱大和総研 コンサルティング本部 副本部長
専門委員	佐々木 朋子	大阪府総務部行政改革室IT推進課参事
専門委員	高橋 健治	株式会社東レ経営研究所常務理事 特別上席エコノミスト
専門委員	榎 広計	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
専門委員	廣松 毅	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授

【公共サービス改革小委員会 ハローワーク分科会】

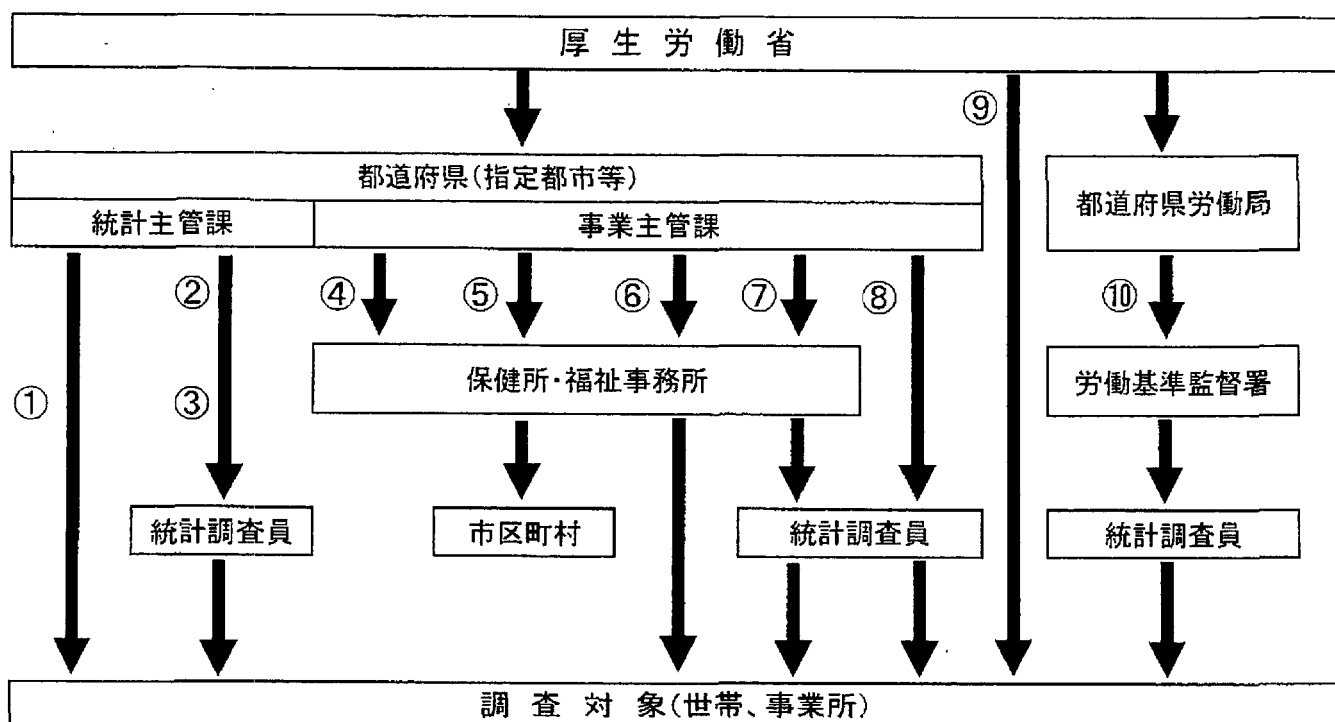
	氏名	現職
主査	落合 誠一	中央大学法科大学院教授
副主査	逢見 直人	日本労働組合総連合会副事務局長
副主査	吉野 源太郎	社団法人日本経済研究センター客員研究員
副主査	渡邊 恵理子	弁護士
専門委員	原 正紀	ジョブカフェサポートセンター代表

厚生労働省所管 指定統計調査一覽

名称	目的	周期	全・抽	調査対象数	調査員数	予算額	利用例	備考
人口動態調査	我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	月	全	約321万人	—	約349百万 (約200百万)	合計特殊出生率・平均寿命の算定、推計人口の算定、死因分析、疾病・自殺対策	
毎月勤労統計調査	全国調査	月	抽	約3万3千事業所	約1,800人	約1,062百万 (約1,011百万)	景気動向指数の資料、失業給付額の改訂、労災保険の休業補償及び年金の額の改訂	
	地方調査			約4万3千事業所				
	特別調査	年	抽	約2万5千事業所	約2,200人			
薬事工業生産動態統計調査	医薬品、医薬部外品及び医療機器に関する生産等の実態を明らかにする。	月	全	約4,100事業所	約170人	約57百万 (約44百万)	医薬品等の市場規模の動向調査、品目ごとの生産・出荷の推移の算定	
医療施設調査	動態	月	全	約1万9千施設	—	約6百万 (約2百万)	地域保健医療計画の策定、医療保険制度の見直し、医療安全対策の総合的推進	
	静態	3年 (直近17年)		約17万施設		約56百万 (約29百万)		
患者調査	医療施設を利用する患者の傷病状況等を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	3年 (直近17年)	抽	約1万4千施設 約340万人	—	約145百万 (約73百万)	疾病対策、地域保健医療計画の策定、医療保険制度の見直し	
賃金構造基本統計調査	労働者の賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにする。	年	抽	約7万8千事業所 約164万人	約600人	約222百万	最低賃金の決定、労災保険給付基礎日額の最低・最高限度額の算定	
国民生活基礎調査	大規模年	3年 (直近16年)	抽	約26万世帯	約8,000人	約608百万 (約532百万)	年金制度、介護保険制度、税制改正、生活保護制度、少子化への対応、医療保険制度、健康増進・疾病対策、雇用対策への対応	
	中間年	3年に2回 (直近17年)		約5万世帯	約2,000人	約163百万 (約143百万)		

注 予算額の()書は、地方公共団体への委託費である。

調 査 の 流 れ 図



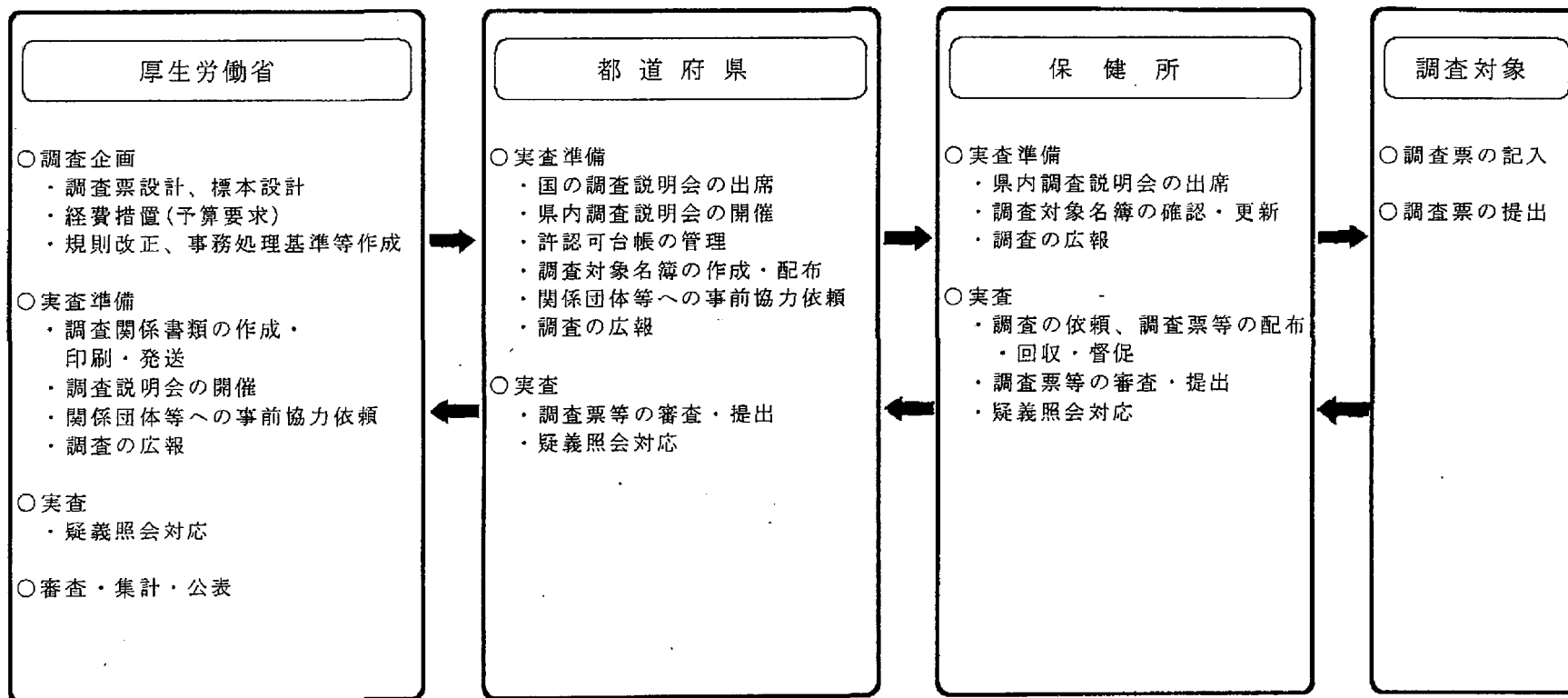
- ① 毎月勤労統計調査(常用雇用者30人以上)
- ② 毎月勤労統計調査(常用雇用者5～29人)
- ③ 毎月勤労統計調査(特別調査、常用雇用者1～4人)
- ④ 医療施設調査(動態)
- ⑤ 人口動態調査
- ⑥ 医療施設調査(静態)、患者調査
- ⑦ 国民生活基礎調査
- ⑧ 薬事工業生産動態統計調査(製造所)
- ⑨ 薬事工業生産動態統計調査(製造販売事務所)
- ⑩ 賃金構造基本統計調査

(参考)

オンライン提出可能	①②④⑤⑧⑨
FD等による提出可能	④⑥⑧⑨

地方公共団体が実施している実査の流れ

【都道府県、保健所経由で実施している場合】



厚生統計委託費職員について

平成18年度

	都道府県	指定都市	合計
保健統計委託費職員	各3～9人 192人	各2～4人 37人	291人
社会福祉統計委託費職員	各1人 47人	各1人 15人	約15億円

指定統計調査業務に係る人員(18.4.1現在)

統計調査名	定員	担当課室名
人口動態調査	40	統計情報部 人口動態・保健統計課
患者調査	5	統計情報部 保健統計室
医療施設調査	5	統計情報部 保健統計室
国民生活基礎調査	12	統計情報部 国民生活基礎調査室
毎月勤労統計調査	15	統計情報部 雇用統計課
賃金構造基本統計調査	8	統計情報部 賃金福祉統計課
薬事工業生産動態統計調査	3	医政局 経済課
合計	88	

指定統計調査の業務内容と実施機関

業務区分	業務内容	調査名	人口動態 調査	毎月勤労統計調査			薬事工業 生産動態 統計調査	医療施設調査		患者調査	賃金構造 基本統計 調査	国民生活基礎調査					
				全国調査	地方調査	特別調査		動態調査	静態調査			大規模年	中間年				
				調査方法	職、才			調	調、才			職	職、郵	職、郵	調、職	調	調
				周期	月	月		年	月			月	3年	3年	年	3年	3年に2回
				調査対象	市区町村	事業所		事業所	医薬品製造業等			都道府県等	医療機関	医療機関	事業所	世帯	世帯
規模	約321万人	約3万3千 事業所	約4万3千 事業所	約2万5千 事業所	約4100事業所	約1万9千施設	約17万施設	約1万4千 施設 約340万人	約7万8千 事業所 約164万人	約26万世帯	約5万世帯						
調査企画	調査票設計、標本設計・抽出	国	国	国	国	国	国	国	国	国	国	国					
	経費措置(予算要求)	国	国	国	国	国	国	国	国	国	国	国					
実査準備	調査関係書類の作成	国	国	国	国	国	国	国	国	国	国	国					
	調査関係書類の印刷・発送	民	民	民	民	民	民	民	民	民	民	民					
	調査説明会の開催	国、地	地	地	国	国、地	国、地	国、地	—	国、地	国、地						
	調査区の設定、調査世帯名簿等の作成	—	調	調	—	—	—	—	—	調	調						
	調査の広報	国、地	国、地	国、地	国、地	国、地	国、地	国、地	国、地	国、労	国、地	国、地					
実査	調査の依頼・調査票の配布	地	地、調	調	調、国	国	地	地	労、調	調	調						
	調査票の回収・督促	地	地、調	調	調、国	国	地	地	労、調	調	調						
	調査票の審査・提出	地	地、調	調	調、国	地	地	地	労、調	調	調						
	調査に関する疑義対応	国、地	国、地、調	国、地、調	国、地、調	国	国、地	国、地	国、労、調	国、地、調	国、地、調						
受付審査	受付審査仕様の作成、業者への指示・監督、納品物の検収	国	—	—	—	—	国	国	国	—	国	国					
	調査票の受付審査	民	国	地	国	国	民	民	民	国	民	民					
データ入力	入力仕様の作成、業者への指示・監督、納品物の検収	国	国	—	国	国	国	国	国	国	国	国					
	データ入力	民	民	地	民	民	民	民	民	民	民	民					
符号付け	符号付け仕様の作成、業者への指示・監督、納品物の検収	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	符号付け	国	—	—	—	—	—	—	国	—	—	—					
チェック	チェック・修正仕様の作成、業者への指示・監督、納品物の検収	—	—	—	国	国	国	—	—	国	—	国					
	チェック・修正	国	国	国、地	民	民	民	国	国	セ	国	国、民					
	疑義照会	国	国	国、地	国、地	国	国	国	国	—	—	—					
集計	結果表仕様の作成、業者への指示・監督、納品物の検収	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	結果表作成	国	国	地	国	民	国	国	国	セ	国	国					
公表	報道公表	国	国	国、地	国	国	国	国	国	国	国	国					
	報告書仕様の作成、業者への指示・監督、納品物の検収	国	国	国、地	国	国	国	国	国	国	国	国					
	報告書の印刷・発送	民	民	民	民	民	民	民	民	民	民	民					

注1) 調査方法については、調:調査員、郵:郵送、職:職員、才:オンライン

2) 実施機関については、国:国の本省職員、地:地方公共団体、調:調査員、民:民間委託、労:労働局・労働基準監督署、セ:統計センター

厚生労働省所管の指定統計調査の民間開放に関する取組状況等について

要望主体名	株式会社三井物産戦略研究所
要望事項	指定統計調査に関する事務について官民競争入札等を実施
具体的要望内容	<p>統計法に基づき実施される指定統計調査について、調査対象への調査票の配布、回収、調査結果データの集計、製表等の全ての業務について、情報通信技術を活用しつつ民間事業者がこれを一括して行うことができるようにすることにより、統計調査の迅速な実施及び結果の集計、統計調査員確保に係る課題の解決、国民の調査への協力の確保、報告者負担の軽減等のこれまで議論されてきた統計調査に係る課題の解決につなげることができるとともに、社会経済の変化に対応した統計の作成に寄与することができる。併せて、統計の利用者にとっても迅速な結果の公表によりサービスの質の向上につなげることができる。</p>
制度・業務の現状	<p>調査対象への調査票の配布、回収、調査結果データの集計、製表等の業務については、統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密の保護、業務の効率性等の観点から、各指定統計調査の特性に応じて外部資源の活用をしながら実施している。</p>
措置の概要 (対応策)	<p>指定統計調査の市場化テスト・民間開放については、現在、総務省が平成18年度に試験調査等を実施し、調査の実施にかかわる業務を民間委託することに関して、どのような弊害が生じ得るのか、どのような防止措置を講じればよいかについて検討し結論を得ることとされている。当省の指定統計調査については、この結果等を活用しながら検討してまいりたい。</p>
その他（外部資源の活用状況も含む）	<p>各指定統計調査の特性を踏まえ、法定受託事務として地方公共団体に業務の一部を委託するとともに、データ入力、内容検査等の業務を民間委託しており、今後も積極的に民間委託を推進することとしている。</p>